国立大学法人東京農工大学産官学連携奨励費規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則	本則	
(部局への通知) 第6条 財務課長は、入金された対象経費等について、半期ごと に取りまとめて、様式1-1及び様式1-2により部局に通知す る。 (支給希望の有無の確認)	(部局への通知) 第6条 研究・財務戦略部財務課長(以下「財務課長」という。) は、入金された対象経費等について、半期ごとに取りまとめ て、様式1-1及び様式1-2により部局に通知する。 (支給希望の有無の確認)	
第8条 部局は、産官学連携奨励費の支給希望の有無等について、教職員に確認し、その結果を様式1-2により財務課長に報告する。	第8条 部局は、産官学連携奨励費の支給希望の有無等について、教職員に確認し、その結果を様式1-2により財務課長に報告する。	
2 (略) 3 会計担当係は、前項の請求が適正であることを確認し、第1項 の報告書に当該請求書を添付して、財務課長に提出する。	の報告書に当該請求書を添付して、財務課長に提出する。	
(承認手続等) 第9条 財務課長は、産官学連携奨励費の教職員への支給又は研 究室への配分について、学長の承認を得なければならない。	(承認手続等) 第9条 財務課長は、産官学連携奨励費の教職員への支給又は研 究室への配分について、学長の承認を得なければならない。	
2 財務課長は、前項の承認があった場合は、産官学連携奨励費の 教職員への支給については、様式3に前条の請求書を添えて、 人事課長に支出の依頼をし、次条の規定による研究室への配分 については、当該部局に予算配分を行う。	2 財務課長は、前項の承認があった場合は、産官学連携奨励費の 教職員への支給については、様式3に前条の請求書を添えて、 <u>総務・経営企画部人事課長</u> に支出の依頼をし、次条の規定によ る研究室への配分については、当該部局に予算配分を行う。	

附 則(令和3年4月1日規程第15号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。